

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

平成19年8月10日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報を取り扱う事務の届出事項)

第2条 実施機関は、条例第6条第1項の規定により個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき、又は届け出た事項を変更しようとするときは、個人情報取扱事務開始（変更）届出書（様式第1号）により広域連合長に届け出るものとする。

2 第6条第1項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する個人情報のうち、当該国又は他の地方公共団体の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係るものを取り扱う事務

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱う事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルに係る事務を含む。）

3 条例第6条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事務開始年月日

(2) 電子計算機処理の有無

(3) 電子計算機の結合の有無

(4) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無

(個人情報取扱事務廃止届出書)

第3条 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書（様式第2号）により行うものとする。

(個人情報ファイル保有の届出事項)

第4条 実施機関は、条例第15条第1項の規定により個人情報ファイルを保有しようとするとき、又は届け出た事項を変更しようとするときは、個人情報ファイル（変更）届出書（様式第3号）により広域連合長に届け出るものとする。

2 条例第15条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報ファイルの保有開始年月日
- (2) その他参考となるべき事項  
(条例第15条第2項第7号の規則で定める数)

第5条 条例第15条第2項第7号の規則で定める数は、1,000人とする。

(条例第15条第2項第9号の規則で定める個人情報ファイル)

第6条 条例第15条第2項第9号の規則で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 条例第15条第2項第1号に掲げる者の被扶養者（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第2条第1項第2号に規定する被扶養者又はこれに相当する者をいう。）又は遺族（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第32条第1項に規定する遺族又はこれに相当する者をいう。）に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- (2) 条例第15条第2項第1号及び前号の規定に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの  
(個人情報ファイル保有停止等届出書)

第7条 条例第15条第3項の規定による届出は、個人情報ファイル保有停止等届出書（様式第4号）により行うものとする。

(個人情報ファイル簿)

第8条 広域連合長は、実施機関から条例第15条第1項の規定により個人情報ファイルの保有の届出があったときは、直ちに、条例第16条の規定による個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 条例第16条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報ファイルの保有開始年月日
- (2) その他広域連合長が必要と認める事項

- 3 広域連合長は、個人情報ファイル簿を作成した後、実施機関から新たに個人情報ファイルを保有しようとする届出のあったときは、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載するものとする。
- 4 広域連合長は、実施機関から個人情報ファイル簿の記載すべき事項にかかる変更の届出があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 5 広域連合長は、実施機関から条例第15条第3項の規定による届出があったときは、当該届出のあった個人情報ファイルの記載について個人情報ファイル簿から削除しなければならない。

(個人情報開示請求書)

第9条 条例第18条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第5号)とする。

(開示請求における本人確認手続等)

第10条 開示請求をする者は、条例第18条第2項の規定により、実施機関に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が保有個人情報の本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

2 条例第17条第2項の規定により法定代理人等が開示請求をする場合には、当該法定代理人等は、本人の法定代理人等であることを証するものとして、前項に規定する書類のほか、戸籍謄本又は委任状その他の当該代理人等の資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

3 条例第17条第3項の規定により遺族等が開示請求をする場合には、当該遺族等

は、本人の遺族等であることを証するものとして、第1項に規定する書類のほか、戸籍謄本その他の当該遺族等であることを証明する書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を実施機関（条例第26条第1項による通知があった場合にあつては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第11条 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示の実施日時及び場所

(2) 開示の実施方法

(3) 開示を行わない部分及びその理由（保有個人情報の一部を開示することとした場合に限る。）

(4) その他実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、条例第23条第1項又は第2項の規定による通知を行う場合にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の通知 保有個人情報開示決定通知書（様式第6号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の通知 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第7号）

(3) 保有個人情報を開示しない旨の通知 保有個人情報不開示決定通知書（様式第8号）

3 実施機関は、条例第24条第2項の規定による通知を行う場合にあつては、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

4 実施機関は、条例第25条の規定による通知を行う場合にあつては、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第10号）により行うものとする。

（事案の移送）

第12条 条例第26条第1項及び条例第37条第1項に規定する書面は、自己情報

開示請求等事案移送通知書（様式第11号）により行うものとする。

（第三者に対する通知）

第13条 実施機関は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 実施機関は、条例第27条第1項の規定により通知を行う場合は、意見照会書（様式第12号）により行うものとする。

4 条例第27条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

5 実施機関は、条例第27条第2項の規定により通知を行う場合は、意見照会書（様式第13号）により行うものとする。

6 実施機関は、条例第27条第3項に規定により反対意見書を提出した第三者に対して通知を行う場合は、保有個人情報開示決定に係る通知書（様式第14号）により行うものとする。

（電磁的記録による開示の実施の方法）

第14条 条例第28条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
  - ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの聴取
  - イ 当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ（記録時間が120分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付
- (2) 録画テープ又は録画ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用

用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を再生したものの聴取

イ 当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（VHS方式の記録時間が120分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

(3) 前2項に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ（実施機関が現に使用している専用機器に限る。）に出力したものの視聴又は閲覧

ウ 当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの写しの交付

エ 当該保有個人情報に係る部分をフロッピーディスク（幅が90ミリメートルのものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

オ 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク（直径が120ミリメートルのものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付

（視聴又は閲覧の中止）

第15条 実施機関は、保有個人情報が記載された公文書の視聴又は閲覧を受ける者が当該視聴又は閲覧に係る保有個人情報が記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。

（交付部数）

第16条 保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情報が記録された公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該本人開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書1件につき1部とする。

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第2項の規定により開示を受ける者は、保有個人情報開示方法等申出書（様式第15号）により、その求める開示の実施の方法について申し出るものとする。

2 条例第28条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる

開示の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(開示の実施における本人確認手続等)

第18条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、条例第28条第4項の規定により、実施機関に対し、条例第23条第1項の規定による書面（以下この項において「通知書」という。）及び次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 通知書に記載されている開示を受ける者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示を受ける者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

2 条例第17条第2項の規定により開示請求をした法定代理人等が開示を受ける場合には、当該法定代理人等は、本人の法定代理人等であることを証するものとして、前項に規定する書類のほか、戸籍謄本又は委任状その他の当該代理人等の資格を証明する書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

3 条例第17条第3項の規定により開示請求をした遺族等が開示を受ける場合には、当該遺族等は、本人の遺族等であることを証するものとして、第1項に規定する書類のほか、戸籍謄本その他の当該遺族等であることを証明する書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

(開示の実施費用の額)

第19条 条例第30条第2項に規定する写しの交付及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第30条第2項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(個人情報訂正請求書)

第20条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第16号)とする。

(訂正請求における本人確認手続等)

第21条 第10条(第4項及び第5項を除く。)の規定は、訂正請求における手続について準用する。

(訂正決定等の通知)

第22条 実施機関は、条例第34条第1項又は第2項の規定により通知を行う場合は、保有個人情報訂正決定等通知書(様式第17号)により行うものとする。

2 実施機関は、条例第35条第2項の規定により通知を行う場合は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第18号)により行うものとする。

3 実施機関は、条例第36条の規定により通知を行う場合は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第19号)とする。

(個人情報利用停止請求書)

第23条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第20号)とする。

(利用停止請求における本人確認手続等)

第24条 第10条(第4項及び第5項を除く。)の規定は、利用停止請求における手続について準用する。

(利用停止決定等の通知)

第25条 実施機関は、条例第42条第1項又は第2項の規定により通知を行う場合は、保有個人情報利用停止決定等通知書(様式第21号)により行うものとする。

2 実施機関は、条例第43条第2項の規定により通知を行う場合は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第22号)により行うものとする。

3 実施機関は、条例第44条の規定により通知を行う場合は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第23号)により行うものとする。

(審査会の庶務)

第26条 条例第48条に規定する審査会の庶務は、広域連合事務局において処理す



る。

(審査会諮問通知書)

第27条 諮問実施機関は、条例第46条の規定により通知を行う場合は、審査会諮問通知書(様式第24号)により行うものとする。

第28条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年8月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第19条関係）

公文書の種類	写しの作成の方法	金額
文書、図画及び写真	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。）	単色刷り 1枚につき 100円
		多色刷り 1枚につき 1000円
	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。）	実費
マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	1枚につき 100円
電磁的記録	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき 300円
	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき 400円
	用紙に出力したもの（単色刷り）	1枚につき 100円
	フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 1000円
	光ディスクに複写したもの	1枚につき 2000円
写しの送付に要する費用		郵便料金相当額

（備考） 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

## 様式第1号（第2条関係）

届出番号	
第	号
年	月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 あて

実施機関

## 個人情報取扱事務開始（変更）届出書

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報を取り扱う事務の名称			
担 当 課 名			
事 務 の 目 的			
事務開始年月日	年	月	日
記 録 項 目	（個別に列挙してください。）		
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
対 象 者 の 範 囲			
収 集 方 法	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外 [収集先]	
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書	<input type="checkbox"/> 磁気テープ	<input type="checkbox"/> 磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
電 子 計 算 機 処 理	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	電 子 計 算 機 結 合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
外 部 提 供 先			
事 務 の 委 託	<input type="checkbox"/> 有（委託先） <input type="checkbox"/> 無		
備 考			

注 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 あて

実施機関

## 個人情報取扱事務廃止届出書

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称	
担 当 課 名	
取 扱 廃 止 年 月 日	年 月 日
取 扱 事 務 廃 止 の 理 由	
備 考	

## 様式第3号（第4条関係）

届出番号	
第	号
年	月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 あて

実施機関

## 個人情報ファイル（変更）届出書

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	
担 当 課 名	
利 用 の 目 的	
保 有 開 始 年 月 日	年 月 日
記 録 項 目	(個別に列挙してください。) <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
記 録 範 囲	
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> 磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（                                ）
収 集 方 法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 [収集先                                ]
外 部 提 供 先	
個人情報ファイル簿 に記載しない事項及 びその理由	
備 考	

注 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 あて

実施機関

## 個人情報ファイル保有停止等届出書

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報ファイルの名称	
担 当 課 名	
保 有 停 止 年 月 日	年 月 日
保 有 停 止 の 理 由	
備 考	

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

実施機関 あて

住所又は居所

請求者 氏 名

電話番号

## 保有個人情報開示請求書

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
請求者の区分	(1)本人 (2)法定代理人等 (3)遺族等

※法定代理人等又は遺族等が請求する場合は次の項目についても記入してください。

法定代理人等による開示請求	代理人の区分	右のうち該当するものを○で囲んでください。	(1)法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人） (2)実施機関が特別の理由があると認めた代理人 委任理由〔 〕
	本人の氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
	未成年者（15歳以上）の場合の同意	氏名	
遺族等による開示請求	遺族等の区分	(1)配偶者及び2親等内の血族 (2)相続人 (3)上記の法定代理人	
※担当課処理欄	請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)健康保険の被保険者証 (3)外国人登録証明書 (4)住民基本台帳カード (5)その他（ ）	
	請求資格確認欄	(1)戸籍謄本 (2)その他（ ）	
※備考			

注1 「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定することができるよう具体的に記入してください。

- 請求者本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）を提出又は提示してください。
- 法定代理人等又は遺族等による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、法定代理人等又は遺族等であることを証明する書類を提出又は提示してください。
- 法定代理人が15歳以上である未成年者の開示請求をする場合は、「未成年者（15歳以上）の場合の同意」欄に、未成年者本人が署名をしてください。
- 「本人の住所又は居所及び電話番号」欄には、本人の連絡先が本人の住所又は居所及び電話番号と異なるときは、連絡先も併せて記入してください。
- ※印欄は、記入しないでください。

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報の利用目的	
開示の実施日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分
開示の実施方法 (開示の実施方法については、右に記載してある実施可能な方法のうちから埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、保有個人情報開示方法等申出書(様式第15号)を30日以内に提出することにより申し出てください)	
担 当 課	電話番号
備 考	

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）を持参してください。

2 上記の日時に来られない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。



様式第7号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報の利用目的	
開示を行わない部分	
その理由	
開示の実施日時及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分
開示の実施方法 (開示の実施方法については、右に記載してある実施可能な方法のうちから埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、保有個人情報開示方法等申出書(様式第15号)を30日以内に提出することにより申し出てください)	
担 当 課	電話番号
備 考	

- 注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）を持参してください。
- 2 上記の日時に来られない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- また、この決定があったことを知った日（埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において埼玉県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	(埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第 号に該当)
担 当 課	電話番号
備 考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において埼玉県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長理由	
担当課	電話番号
備考	

様式第10号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第25条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条第2項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定をする期限	年 月 日
延 長 理 由	
担 当 課	電話番号
備 考	

様式第11号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 自己情報開示請求等事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあったあなたを本人とする保有個人情報の開示又は訂正については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条第1項又は第37条第1項の規定により、事案を移送しましたので通知します。

請求に係る保有個人情報の名称又は内容	
移送をした実施機関の担当課等	電話番号
移送を受けた実施機関（開示決定等・訂正決定等をする実施機関）	
移送を受けた実施機関の担当課等	電話番号
事案を移送した理由	

様式第12号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 意見照会書（条例第27条第1項関係）

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおりあなたに関する情報が含まれる保有個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」により、\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日までに回答してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容及び作成年月日	内 容	
	年 月 日	
開 示 請 求 年 月 日	年 月 日	
あなたに関する情報の内容		
担当課等名及び意見書提出先	電話番号	
備 考		

様式第13号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

意見照会書（条例第27条第2項関係）

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第2項の規定により、次のとおりあなたに関する情報が含まれる保有個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により、\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日までに回答してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容及び作成年月日	内 容	
	年 月 日	
開 示 請 求 年 月 日	年 月 日	
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び適用する理由	適用区分	
	その理由	
あなたに関する情報の内容		
担当課等名及び意見書提出先	電話番号	
備 考		

別紙

## 保有個人情報開示決定等に係る意見書

年 月 日

実施機関 あて

住所又は居所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称及  
び事務所又は事業所の所在地及び代表者名〕

電話番号

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付け\_\_\_\_\_号で照会のあつた件については、次のとおり回答します。

保有個人情報の内容		
開示することの支障の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
支障がある理由		
※ 備考	受付年月日	年 月 日
	担当課等	

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。



様式第14号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報開示決定に係る通知書

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第3項の規定により、次のとおり開示決定をいたしましたので、通知します。

開示決定に係る保有個人情報の内容	
理 由	
開 示 実 施 日	
備 考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において埼玉県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第15号（第17条関係）

年 月 日

実施機関 へ

住所又は居所  
氏 名  
電話番号

## 保有個人情報開示方法等申出書

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり開示の実施方法を申し出ます。

開示に係る保有個人情報の内容（保有個人情報の一部の開示を希望する場合については、その部分）	
求める開示の実施の方法（保有個人情報の部分ごとに異なる方法を求める場合は、その部分ごとの方法）	(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 (4) その他
写しの送付を希望する場合	連絡先住所
	電話番号

注 この申出書は、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第2項及び第3項の規定により、保有個人情報開示決定通知書及び保有個人情報一部開示決定通知書を受けた日から30日以内に提出してください。

様式第16号（第20条関係）

年 月 日

実施機関

あて

住所又は居所

請求者 氏 名

電話番号

## 保有個人情報訂正請求書

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
開 示 を 受 け た 日	
訂 正 の 趣 旨	
そ の 理 由	

※法定代理人等又は遺族等が訂正請求する場合は次の項目についても記入してください。

法定代理人等による訂正請求	代理人の区分	右のうち該当するものを○で囲んでください。	(1)法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人） (2)実施機関が特別の理由があると認めた代理人 委任理由〔 〕
	本人の氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
	未成年者（15歳以上）の場合の同意	氏 名	
遺族等による訂正請求	遺族等の区分	(1)配偶者及び2親等内の血族 (2)相続人 (3)上記の法定代理人	
※担当課 処理欄	請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)健康保険の被保険者証 (3)外国人登録証明書 (4)住民基本台帳カード (5)その他（ ）	
	請求資格確認欄	(1)戸籍謄本 (2)その他（ ）	
※ 備 考			

注1 本件請求は、保有個人情報開示決定通知書及び保有個人情報一部開示決定通知書を受けた日から90日以内に提出してください。

- 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄は、訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の訂正請求に係る保有個人情報を特定することができるよう具体的に記入してください。
- 請求者本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）を提出又は提示してください。
- 法定代理人等又は遺族等による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、法定代理人等又は遺族等であることを証明する書類を提出又は提示してください。
- 法定代理人が15歳以上である未成年者の訂正請求をする場合は、「未成年者（15歳以上）の場合の同意」欄に、未成年者本人が署名をしてください。
- ※印欄は、記入しないでください

様式第17号（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報訂正決定等通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正の請求については、次のとおり決定しましたので、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第34条第1項又は第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決 定 の 内 容	
訂正の内容（訂正をしない場合はその理由）	
担 当 課	電話番号
備 考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において埼玉県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第18号（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長理由	
担当課	電話番号
備考	

様式第19号（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条第2項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
延長理由	
担当課	電話番号
備考	

様式第20号（第23条関係）

年 月 日

実施機関

あて

住所又は居所

請求者 氏 名

電話番号

## 保有個人情報利用停止請求書

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用の停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
開 示 を 受 け た 日	
利 用 停 止 の 趣 旨	
そ の 理 由	

※法定代理人等又は遺族等が利用停止請求する場合は次の項目についても記入してください。

法定代理人等による利用停止請求	代理人の区分	右のうち該当するものを○で囲んでください。	(1)法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人） (2)実施機関が特別の理由があると認めた代理人 委任理由〔 〕
	本人の氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
	未成年者（15歳以上）の場合の同意	氏 名	
遺族等による利用停止請求	遺族等の区分	(1)配偶者及び2親等内の血族 (2)相続人 (3)上記の法定代理人	
※担当課 処理欄	請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)健康保険の被保険者証 (3)外国人登録証明書 (4)住民基本台帳カード (5)その他 ( )	
	請求資格確認欄	(1)戸籍謄本 (2)その他 ( )	
※	備 考		

注1 本件請求は、保有個人情報開示決定通知書及び保有個人情報一部開示決定通知書を受けた日から90日以内に提出してください。

- 「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の利用停止請求に係る保有個人情報を特定することができるよう具体的に記入してください。
- 請求者本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）を提出又は提示してください。
- 法定代理人等又は遺族等による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、法定代理人等又は遺族等であることを証明する書類を提出又は提示してください。
- 法定代理人が15歳以上である未成年者の利用停止請求をする場合は、「未成年者（15歳以上）の場合の同意」欄に、未成年者本人が署名をしてください。
- ※印欄は、記入しないでください

様式第21号（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報利用停止決定等通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止の請求については、次のとおり決定しましたので、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第42条第1項又は第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決 定 の 内 容	
利用停止の内容（利用停止をしない場合はその理由）	
担 当 課	電話番号
備 考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関に対して異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において埼玉県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合実施機関となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



様式第22号（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第43条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長理由	
担当課	電話番号
備考	

様式第23号（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求については、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第44条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第43条第2項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決 定 期 限	年 月 日
延 長 理 由	
担 当 課	電話番号
備 考	

様式第24号（第27条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

## 審査会諮問通知書

年 月 日付けで不服申立てのあった保有個人情報の\_\_\_\_\_決定について埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に諮問しましたので、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第46条の規定により通知します。

諮 問 し た 内 容	
不 服 申 立 て が あ っ た 日	年 月 日
審 査 会 へ 諮 問 し た 日	年 月 日
担 当 課	電話番号
備 考	